

奈良県告示第六十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和二年六月五日

奈良県知事 荒 井 正 吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
まなづる歯科医院	橿原市見瀬町五九七―六	平成二十七年五月三十一日
中川クリニック	桜井市大字桜井九七二番三号	平成三十年三月二十五日
下北山歯科診療所	吉野郡下北山村大字寺垣内一〇三三番地	令和元年九月三十日
梅原医院	北葛城郡王寺町久度三―八―七	令和二年二月二十九日
かつらぎ眼科クリニック近鉄生駒院	生駒市谷田町一六〇〇番地 近鉄百貨店生駒店六階	令和二年三月三十一日
医療法人古田眼科	橿原市北八木町一丁目一五四―五 シャトー北八木ビル一階	令和二年三月三十一日
鷺家診療所	吉野郡東吉野村大字鷺家一七四四番地	令和二年三月三十一日